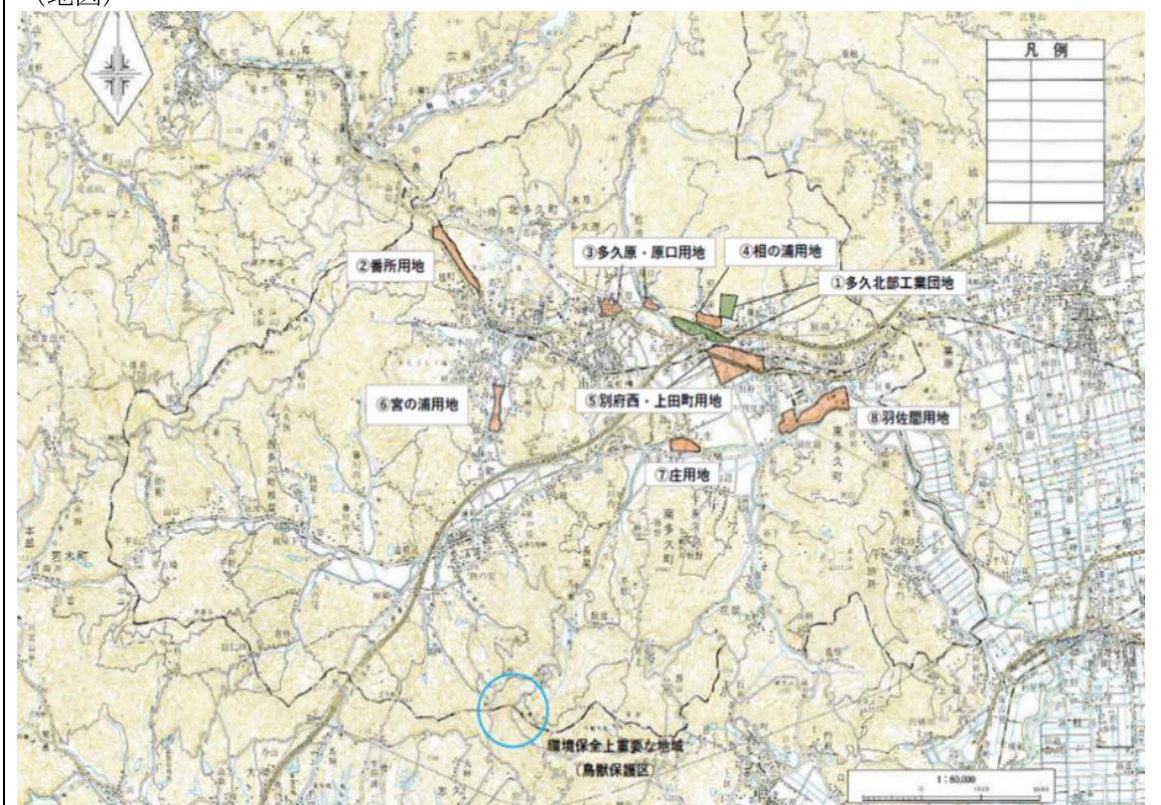


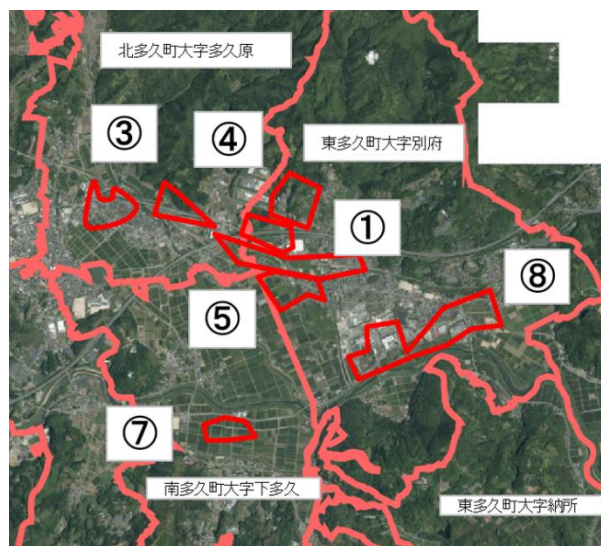
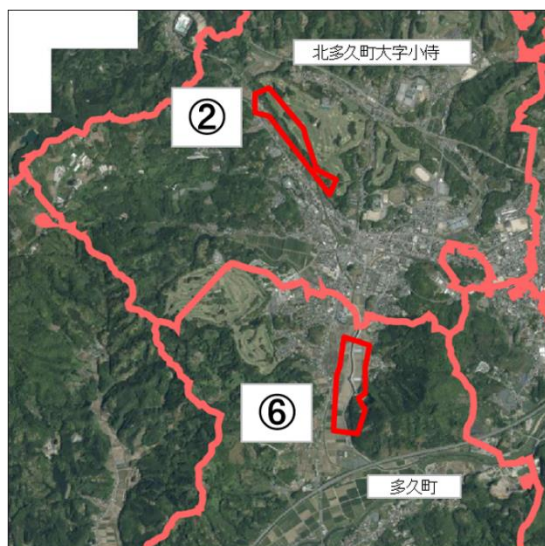
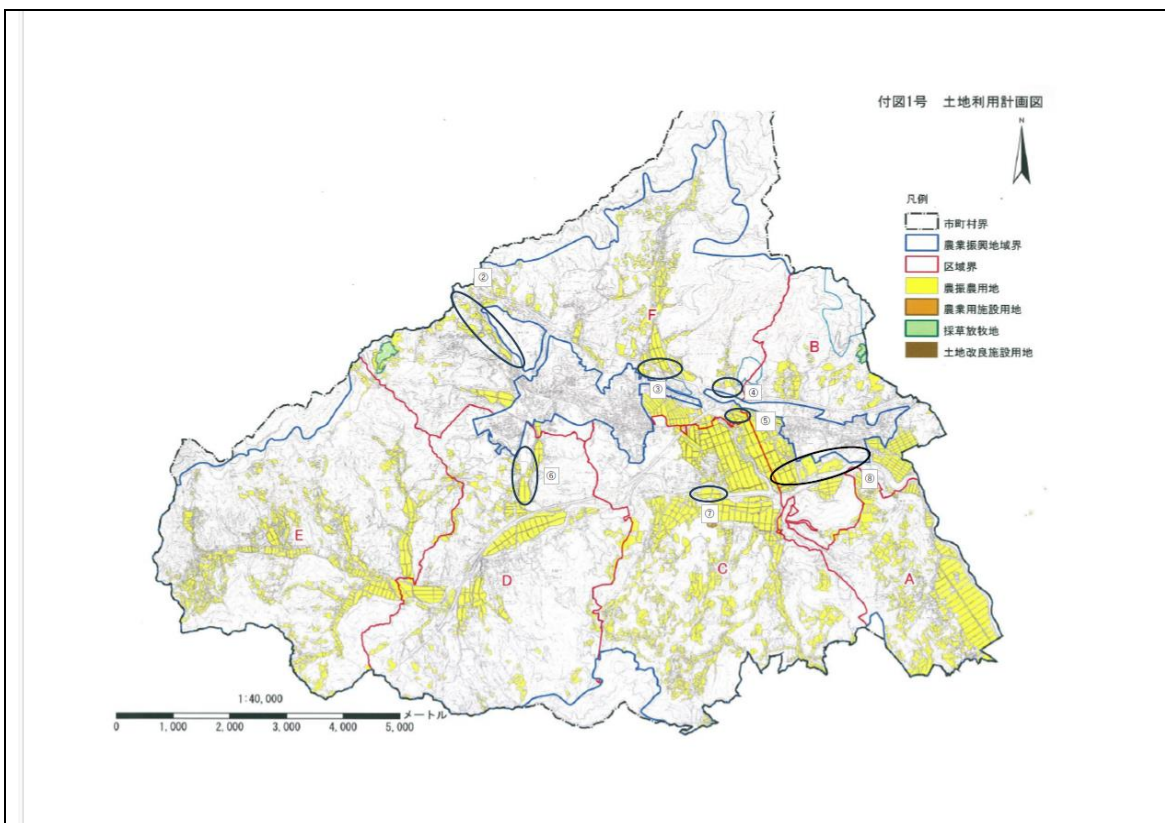
【多久市】

(1) 重点促進区域

- ①多久北部工業団地（多久市北多久町大字多久原、東多久町大字別府）約 31.2ha
- ②番所用地（多久市北多久町大字小侍）約 13.7ha
- ③多久原・原口用地（多久市北多久町大字多久原）約 16.0ha
- ④相の浦用地（多久市北多久町大字多久原）約 12.7ha
- ⑤別府西・上田町用地（多久市東多久町大字別府、北多久町大字多久原、南多久町大字下多久）約 26.7ha
- ⑥宮の浦用地（多久市多久町）約 9.3ha
- ⑦庄用地（多久市南多久町大字下多久）約 7.3ha
- ⑧羽佐間用地（多久市東多久町大字別府）約 27.9ha

(地図)





①多久北部工業団地（多久市北多久町大字多久原、東多久町大字別府）約 31ha  
 （地域の概況及びインフラの整備状況）

本区域は、長崎自動車道多久インターチェンジに近く、九州内外へのアクセスに優れており、既に製造業等の企業約 10 社が集積している。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域や農用地区域、市街化調整区域は含まない。  
 （関連計画における記載等）

第5次多久市総合計画後期基本計画における記載：

- ・多久インターチェンジの利便性や九州北西部の中央という立地条件を生かし、多様な雇用の場の創出のため誘致活動を行うこととしている。
- ・佐賀唐津道路計画による将来の交通アクセスの変容に備え、更なる企業誘致を進めていくためにも新たな工業用地の整備について研究を行うとともに、企業誘致における優遇制度の新設を検討することとしている

多久市都市計画マスタープランにおける記載：

- ・多久北部工業団地を産業拠点と位置づけ、多久インターチェンジへの近接性を活かし、操業環境の維持・増進を進め、工業機能の強化を図ることとしている。

②番所用地（多久市北多久町大字小侍）約14ha

（地域の概況及びインフラの整備状況）

本区域は、長崎自動車道多久インターチェンジから車で8分と良好なアクセスで、小城市から唐津市に至る国道203号にも面していることから九州内外へのアクセスに優れている。

なお、本区域には、第1種農地を含む農用地区域約13haが存在している。都市計画区域内であり、環境保全上重要な地域や市街化調整区域は含まない。

（関連計画における記載等）

佐賀県農業振興地域整備基本方針における記載：

- ・農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な廃を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとしている。

多久市農業振興地域整備計画における記載：

- ・地域農業の近代化に向けた基本的な資源である農用地に関して、農業振興の基盤としてその確保と有効活用を図り、市街地の形成動向等を踏まえつつ、農用地等良好な田園環境の保全による調和のとれた土地利用をめざすこととしている。

③多久原・原口用地（多久市北多久町大字多久原）約16ha

（地域の概況及びインフラの整備状況）

本区域は、多久北部工業団地西に位置し、多久インターチェンジに近く（車で3分）、九州内外へのアクセスに優れた交通インフラが充実している。

なお、本区域には、第1種農地を含む農用地区域約15haが存在している。都市計画区域内であり、環境保全上重要な地域や市街化調整区域は含まない。

（関連計画における記載等）

佐賀県農業振興地域整備基本方針における記載：

- ・農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な廃を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとしている。

多久市農業振興地域整備計画における記載：

- ・地域農業の近代化に向けた基本的な資源である農用地に関して、農業振興の基盤としてその確保と有効活用を図り、市街地の形成動向等を踏まえつつ、農用地等良好な田園環境の保全による調和のとれた土地利用をめざすこととしている。

④相の浦用地（多久市北多久町大字多久原）約13ha

（地域の概況及びインフラの整備状況）

本区域は、多久北部工業団地南に位置し、長崎自動車道多久インターチェンジに近く（車で2分）、九州内外へのアクセスに優れている。

なお、本区域には、第1種農地を含む農用地区域約6haが存在している。都市計画区域内であり、環境保全上重要な地域や市街化調整区域は含まない。

(関連計画における記載等)

佐賀県農業振興地域整備基本方針における記載：

- ・農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な廃を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとしている。

多久市農業振興地域整備計画における記載：

- ・地域農業の近代化に向けた基本的な資源である農用地に関して、農業振興の基盤としてその確保と有効活用を図り、市街地の形成動向等を踏まえつつ、農用地等良好な田園環境の保全による調和のとれた土地利用をめざすこととしている。

⑤別府西・上田町用地（多久市東多久町大字別府、北多久町大字多久原、南多久町大字下多久）約27ha

(地域の概況及びインフラの整備状況)

本区域は、多久北部工業団地南に位置し、長崎自動車道多久インターチェンジに近く（車で3分）、小城市から唐津市に至る国道203号にも面していることから九州内外へのアクセスに優れている。

なお、本区域は、全域が第1種農地を含む農用地区域となっている。都市計画区域内であり、環境保全上重要な地域や市街化調整区域は含まない。

(関連計画における記載等)

佐賀県農業振興地域整備基本方針における記載：

- ・農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な廃を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとしている。

多久市農業振興地域整備計画における記載：

- ・地域農業の近代化に向けた基本的な資源である農用地に関して、農業振興の基盤としてその確保と有効活用を図り、市街地の形成動向等を踏まえつつ、農用地等良好な田園環境の保全による調和のとれた土地利用をめざすこととしている。

⑥宮の浦用地（多久市多久町）約9ha

(地域の概況及びインフラの整備状況)

本区域は、長崎自動車道多久インターチェンジから車で8分と良好なアクセスで、唐津市や武雄市に至る県道24号に面しており交通インフラが充実した場所であるとともに、北側には佐賀県立産業技術学院が立地しており、雇用の確保も期待できる区域である。

なお、本区域には、第1種農地を含む農用地区域約4haが存在している。都市計画区域内であり、環境保全上重要な地域や市街化調整区域は含まない。

(関連計画における記載等)

佐賀県農業振興地域整備基本方針における記載：

- ・農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な廃を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとしている。

多久市農業振興地域整備計画における記載：

- ・地域農業の近代化に向けた基本的な資源である農用地に関して、農業振興の基盤としてその確保と有効活用を図り、市街地の形成動向等を踏まえつつ、農用地等良好な田園環境の保全による調和のとれた土地利用をめざすこととしている。

⑦庄用地（多久市南多久町大字下多久）約7ha

（地域の概況及びインフラの整備状況）

本区域は、多久北部工業団地南に位置し、長崎自動車道多久インターチェンジから車で8分と良好なアクセスで、小城市から武雄市に至る県道332号に面し、江北町に至る県道35号に繋がる交通インフラが充実している。

なお、本区域は、全域が第1種農地を含む農用地区域となっている。都市計画区域内であり、環境保全上重要な区域や市街化調整区域は含まない。

（関連計画における記載等）

佐賀県農業振興地域整備基本方針における記載：

- ・農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な開発を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとしている。

多久市農業振興地域整備計画における記載：

- ・地域農業の近代化に向けた基本的な資源である農用地に関して、農業振興の基盤としてその確保と有効活用を図り、市街地の形成動向等を踏まえつつ、農用地等良好な田園環境の保全による調和のとれた土地利用をめざすこととしている。

⑧羽佐間用地（多久市東多久町大字別府）約28ha

（地域の概況及びインフラの整備状況）

本区域は、多久北部工業団地南に位置し、長崎自動車道多久インターチェンジから車で6分と良好なアクセスで、小城市から武雄市に至る県道332号に面し、江北町に至る県道35号に繋がる交通インフラが充実した区域である。

なお、本区域には、第1種農地を含む農用地区域約17haが存在している。都市計画区域内であり、環境保全上重要な区域や市街化調整区域は含まない。

（関連計画における記載等）

佐賀県農業振興地域整備基本方針における記載：

- ・農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な開発を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとしている。

多久市農業振興地域整備計画における記載：

- ・地域農業の近代化に向けた基本的な資源である農用地に関して、農業振興の基盤としてその確保と有効活用を図り、市街地の形成動向等を踏まえつつ、農用地等良好な田園環境の保全による調和のとれた土地利用をめざすこととしている。

（2）区域設定の理由

① 多久北部工業団地

本区域は、長崎自動車道多久インターチェンジに近く（近接）九州内外へのアクセスに優れており、既に製造業等の企業約10社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、遊休地はない。

② 番所用地

本区域は、長崎自動車道多久インターチェンジから車で8分と良好なアクセスで、小城市から唐津市に至る国道203号にも面していることから九州内外へのアクセスに優れている。

これらの交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、既存の工業団地や遊休地はない。

③ 多久原・原口用地

本区域は、長崎自動車道多久インターチェンジに近く（車で3分）、九州内外へのアクセスに優れており、市の玄関口と言える区域である。交通インフラが充実した区域であり、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、既存の工業団地や遊休地はない。

④ 相の浦用地

本区域は、多久北部工業団地南に位置し、長崎自動車道多久インターチェンジに近く（車で2分）、九州内外へのアクセスに優れている。周辺では製造業、物流業を始め11社が集積しており、さらなる地域経済の活性化が期待できることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、遊休地はない。

⑤ 別府西・上田町用地

本区域は、長崎自動車道多久インターチェンジに近く（車で3分）、小城市から唐津市に至る国道203号にも面していることから九州内外へのアクセスに優れている。これらの交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、既存の工業団地や遊休地はない。

⑥ 宮の浦用地

本区域は、長崎自動車道多久インターチェンジから車で8分と良好なアクセスで、唐津市や武雄市に至る県道24号に面しており交通インフラが充実した場所であるとともに、北側には佐賀県立産業技術学院が立地しており、雇用の確保も期待できる区域である。これらの交通アクセスや立地条件を活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、既存の工業団地や遊休地はない。

⑦ 庄用地

本区域は、長崎自動車道多久インターチェンジから車で8分と良好なアクセスで、小城市から武雄市に至る県道332号に面し、江北町に至る県道35号に繋がる交通インフラが充実した区域である。第1種農地を含む農地であり、これらの交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、既存の工業団地や遊休地はない。

⑧ 羽佐間用地

本区域は、長崎自動車道多久インターチェンジから車で6分と良好なアクセスで、小城市から武雄市に至る県道332号に面し、江北町に至る県道35号に繋がる交通インフラが充実した区域である。第1種農地を含む農地であり、製造業や物流業を始め、誘致企業を含む9社が集積しており、今後も成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、遊休地はない。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定  
<別添様式により提出>